



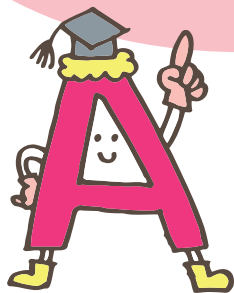
電車の中でおう吐。汚してしまった 他人の服やかばんの弁償は？

相談者の気持ち

通勤電車の中で気分が悪くなり、おう吐しました。慌ててハンカチで押さえたのですが、間に合わずそばにいた人の服やかばんを汚してしまいました。弁償しようと思っていますが、どのくらいの金額を用意すればよいでしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』（共著、幻冬舎、2019年）ほか。



民法は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」（709条）と定めています。

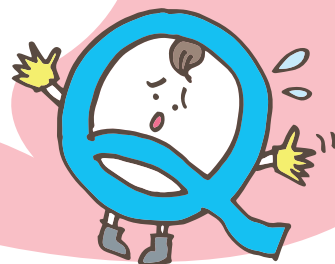
いったん降車してトイレに行くとか、せめて被害者にかからないようにするということが可能だったとして過失は認められると思われます。服やかばんを汚してしまうことは財産権の侵害ですので、損害賠償をする必要があります。

この場合の「損害」ですが、汚れただけであれば、洗濯や清掃によって元の状態に戻ると考えられますので、金額はクリーニング代金程度と考えればよいように思われます。

クリーニング代金といっても汚れの程度や処理方法によって違いがあると思いますので、ご自身でクリーニング店の意見を聞いたり、既に相手方がクリーニングを済ましていた場合にはその領収書を見せてもらったりして確認することをお勧めします。

では、新品の代金を請求される場合はどうでしょうか。

確かに、気分的にはクリーニング代金では済まないとも思えるところですが、本当に買い替えるしかないような「利益を侵害」といえるかどうかは問題です。相手方が新品代金の賠償を求



めてきた場合には、本当に買い替えるしかないような状態だったのかについて、よくよく汚れの状態を確認して、納得できる説明かどうかを検討する必要があるものと思われます。

そのうえで、仮に買い替えるしかなかったと納得できたとしても、既にある程度使用された中古品なのですから、中古品としての価格で賠償する義務しかありません。

また、物的損害について精神的損害の賠償のための慰謝料の請求は原則できないとされています。例外として、代替性のない可愛がっていたペット、先祖代々引き継がれてきた墓石などの事例がありますが、一般的な品物の場合に裁判で認められた事例は見当たりません。まずは、誠意をもって相手に謝罪し、そのうえで損害の賠償について十分に話し合うことで円満解決につながるように思われます。

こちらが誠意をもって謝罪と弁償の申し出をしているのに、相手が過大な賠償を請求してきたような場合には、こちらで適当と考える賠償額を決めて、それを超える分については支払い義務がないことの確認を求める民事訴訟を提起するか、または、同じ趣旨の民事調停を申し立てることにより、問題を解決することも考えられます。